

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所管内における災害時の光ケーブル応急対策工事に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年1月24日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹
佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

3. 基本協定の概要等 公告1. (1)～(6)のとおり

4. 参加資格要件 公告2. (1)～(8)のとおり

5. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる協定締結参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：公告3. (2) ①のとおり
- ② 提出場所：公告3. (2) ③のとおり
- ③ 提出方法：公告3. (2) ④のとおり

- (2) 申請書は、別記「様式－1」により作成すること。

6. 参加資格がないと認めた者の説明請求

- (1) 参加資格がないと認められた者は、公告者に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和7年3月5日（水） 17時00分
- ② 提出場所：公告3. (2) ③に同じ。
- ③ 提出方法：公告3. (2) ④に同じ

- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和7年3月12日（水）までに説明を求めた者に対し、電子メール又は郵送等により回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書	①様式は「様式－1」のより作成すること。会社の代表者印の押印の省略を可とする。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事の実績	①様式は「様式－2」とする。 ②対象となる工事は、過去15ヶ年度＋当該年度（平成21年4月1日から令和7年3月31日までの間）に完成又は完成見込みの光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事实績がある場合は、出資比率が20％以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事实績も対象とする。
(3) 応募地域までの距離	①様式は「様式－2」とする。 ②復旧工事が出来る技術者の在籍する場所等とする。
(4) 会社の保有技術者	①様式は「様式－2」とする。 ②会社が保有する技術者の資格人数を記載する。
(5) 保有資機材	①様式は「様式－2」とする。 ②保有資機材については、令和6年2月17日時点において自社又はリース等とする。
(6) 災害協定の有無及び相手	①様式は「様式－2」とする。 ②対象となる協定は、本技術資料等説明資料3.（2）と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度＋当該年度（令和4年4月1日～令和7年2月17日の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト
工事の実績	■工事の実績（様式－２により評価） ・国、県、市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績	20
応募地域までの距離	■工事基地の位置（様式－２により評価） ・当事務所までの到達時間	20
会社の保有技術者	■技術者の保有状況（様式－２により評価） ・保有技術者の人数	20
保有資機材	■資機材等調達能力、保有状況（様式－２により評価） ・資機材の調達能力及び保有状況	20
災害協定の有無及び相手方	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績（様式－２により評価） ・過去２ヶ年度＋当該年度における協定等締結の実績	10
災害対応の出動の有無	■災害時応急対策工事等の実績（様式－２により評価） ・過去２ヶ年度＋当該年度における出動実績	10

9. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記５．（１）②に同じ。
- (2) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法
 - ①公募期間：公告３．（２）①のとおり
 - ②要領等入手：公告３．（２）②のとおり
 - ③提出場所：公告３．（２）③のとおり
 - ④提出方法：公告３．（２）④のとおり

10. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ①提出期間：令和７年１月２４日（金）から令和７年２月１２日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
 - ②提出場所：公告３．（２）③に同じ。
 - ③提出方法：公告３．（２）④に同じ
- (2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和６年２月１６日（金）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料等に基づき評価・決定する。評価の結果、他者と比べて著しく評価点の低い者は選定しないこともある。その結果は、令和７年２月２６日（水）までに電子メール又は電話連絡にて通知した後、協定業者として決定された者には、協定（案）とともに郵送にて送付する。

1 2. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 公告者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資機材の申請様式エクセルファイル「事業者申請（確定版）」の「基本情報」、「①保有機械登録（様式A）」「②保有資材登録（様式B）」の3シート記入分は、メールにて提出すること。記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。

なお、本協定締結後、他機関（県・市町村等）の災害協定も締結している場合は、「①保有機械登録（様式A）」「②保有資材登録（様式B）」の2シートの「⑨備考欄」にそれぞれ他機関協定の自治体名等も追加記載し、再度提出すること。その後、当職にて登録する。